

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

記

1 指定概要

(1) 施設概要

- ア 名称：北九州市立小倉北ふれあい保育所
- イ 所在地：北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
- ウ 構造：SRC造6階建の2階の一部
- エ 規模：延床面積 800.18㎡
- オ 入所定員：乳児 30人
夜間 45人

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称：社会福祉法人 正善寺福祉会
- イ 所在地：北九州市小倉北区神岳二丁目10番31号
- ウ 主な業務内容
 - ・ 保育所の経営
 - ・ 一時預かり事業の経営

2 指定の経緯

- ・ 募集要項の配布開始 令和7年7月18日
- ・ 申請意向届出書の提出 令和7年7月18日～8月15日
- ・ 募集説明会の開催 令和7年8月3日
- ・ 申請書及び事業計画書の受付 令和7年8月18日～8月29日
- ・ 指定管理者検討会の開催 令和7年10月3日
- ・ 指定管理者候補を決定 令和7年10月

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

応募件数：1団体 社会福祉法人 正善寺福社会

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会(以下「検討会」という。)を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会での検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員

[有識者(学識経験者)]

阿南 寿美子 (西南女学院大学短期大学部保育科 教授)

[有識者(北九州市子ども・子育て会議 委員)]

大久保 大助 (NPO法人 KID's work 代表)

[有識者(元公立保育所 所長)]

河崎 幸子 (北方地域子育て支援センター 所長)

[財務専門家]

小竹 エリナ (アネーラ税理士法人 公認会計士・税理士)

(五十音順)

5 選定基準等

選定基準	選定のポイント
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

選定基準		選定のポイント
	(7)社会貢献・地域貢献	<社会貢献の視点> ○労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 ○SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 <地域貢献の視点> ○地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 ○地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 ○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
社会福祉法人 正善寺福祉会	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	5	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	4	5	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	5	5	5	4	5	5
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	20	5	5	4	4	5	20
	(2) 利用者の満足向上	15	5	4	5	4	5	15
	【効率性】							
	(3) 指定管理業務に係る経 費	10	4	4	5	4	4	8
	(4) 収支計画の妥当性及 び実現可能性	10	4	4	5	4	4	8
	【適正性】							
	(4) 管理運営体制など	15	5	5	4	4	5	15
	(5) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など	15	4	4	5	4	4	12
	(6) 社会貢献・地域貢献	10	5	4	5	4	5	10
	合 計		110	100	96	103	87	—
優秀指定管理者に対する優遇措置（5点）、地元団体に対する優遇措置（5点）								111

(2) 検討会における主な意見

- ・ 育児担当制など、子どものリズムに合わせた保育方法を実践できており、大変素晴らしい。
- ・ I C Tを活用して、子どもの育ちを可視化する一方で、アナログも活用するなど、様々な工夫があり、保護者アンケートも高い評価となっている。
- ・ 財政面で若干不安はあるが、積極的に施設型給付の加算を取るなど、収入を増やす等の取組を行い、今後も頑張っていっていただきたい。
- ・ 長きにわたる乳児・夜間保育所の実績に加えて、全国の保育所、大学関係者と共同研究に取り組み、科学的根拠に基づく実践に努めていることが高く評価できる。
- ・ 研修体制がしっかりと整えられており、実践に基づいた、保育者自身が主体的な園であると感じられる。ぜひ今後とも指定管理者として北九州市で唯一の夜間保育所を運営していただきたい。

(3) 検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人正善寺福祉会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人正善寺福祉会を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・ 長年、夜間保育所を運営していることから、ノウハウを十分に有しているだけでなく、全国の保育所、大学関係者と共同研究に取り組み、保育の質の向上に努めていることが高く評価できる。
- ・ I C TやS N Sを活用するなど、時代に合った保育に取り組んでおり、利用者の満足度向上にもつながっている。
- ・ 安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

8 提案額

令和 8 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）
令和 9 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）
令和 10 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）
令和 11 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）
令和 12 年度	224,827 千円（うち指定管理料 14,850 千円）